

創業をお考えの方、創業後間もない方へ

～創業支援事業計画に定める特定創業支援事業をご活用ください～

1. 特定創業支援事業とは

創業をお考えの方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業をいいます（裏面をご覧ください）。

2. 特定創業支援事業を受けるとメリットがあります

メリット1

創業を行おうとする人又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際の登録免許税が減額されます。

- ・株式会社
　　資本金の0.7%→0.35%
　　最低税額15万円→7.5万円
- ・合同会社
　　資本金の0.7%→0.35%
　　最低税額6万円→3万円

※合資会社や合同会社の設立は対象になりません。

メリット2

創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始の6か月前から支援を受けることが可能となります。

メリット3

日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金を特別利率の対象者として利用することが可能となります。

メリット4

会津美里町中小企業振興資金制度（創業支援枠）を利用された場合は償還利子が補助されます。

(注) ※ メリット1は、創業を行おうとする人又は創業後5年未満の個人であることが要件となります。既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象とはなりませんのでご注意ください。また、メリット3は、創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。メリット4は、利子補給の対象融資額に制限がある等要件があります。

3. メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、会津美里町長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の証明申請書を町に提出してください。

町は、支援内容を確認のうえ、証明書を発行します（町及び創業支援事業者間で、具体的な支援内容を共有することに同意していただいた場合に限ります）。

会津美里町の創業支援事業

○ワンストップ相談窓口

場 所：会津美里町役場 産業振興課

開設時間：8：30～17：00（土日祝祭日 年末年始を除く）

対 象：会津美里町での創業を考えている方

内 容：創業に関する全体的なご相談を承り、空き店舗情報や創業前後に活用できる支援制度、またセミナー等の情報などをご提供するとともに、相談者が必要とする支援の内容を判断し創業支援事業者をご紹介いたします。

○創業相談窓口

場 所：会津美里町商工会 本所・本郷支所・新鶴支所

会津信用金庫 高田支店・本郷支店

会津商工信用組合 会津高田支店

開設時間：窓口の営業時間内

内 容：創業を実現するまで、様々な課題解決のための継続的なサポートを行います。また、創業後も創業支援事業者と連携しフォローアップを行います。

会津美里町の特定創業支援事業

特定創業支援事業	創業支援事業者
個別創業相談支援事業	会津美里町商工会
創業支援塾	会津商工信用組合
創業支援セミナー	会津美里町商工会、会津信用金庫

※複数の創業支援事業の組み合わせにより、1か月以上にわたり、1回1時間以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの講義を受講するなどの支援を受け、そのノウハウを習得できた場合を特定創業支援事業とします。

〈お問い合わせ〉

○会津美里町 産業振興課

電 話：0242-55-1191
FAX：0242-55-1199

○会津美里町商工会（本郷支所）

電 話：0242-56-2594
FAX：0242-56-4877

○会津信用金庫（高田支店）

電 話：0242-54-3014
FAX：0242-54-4672

○会津商工信用組合（本店）

電 話：0242-22-6565
FAX：0242-22-1708

○会津美里町商工会（本所）

電 話：0242-54-2429
FAX：0242-54-2478

○会津美里町商工会（新鶴支所）

電 話：0242-78-2160
FAX：0242-78-3102

○会津信用金庫（本郷支店）

電 話：0242-56-2211
FAX：0242-56-4524

○会津商工信用組合（会津高田支店）

電 話：0242-54-3259
FAX：0242-54-2061